

ビスケット業における景品類の提供の制限に関する公正競争規約施行規則 新旧対照表

(下線部が変更箇所)

変更案	現 行
<p>第1条 ビスケット業における景品類の提供の制限に関する公正競争規約（以下「規約」という。）第2条第1項の「ビスケット」、<u>「クラッカー」、</u><u>「カットパン」</u>及び「パイ」とは、<u>それぞれビスケット類の表示に関する公正競争規約（昭和46年公正取引委員会告示第26号）第2条に規定する、ビスケット、クラッカー、カットパン及びパイをいう。</u></p>	<p>第1条 ビスケット業における景品類の提供の制限に関する公正競争規約（以下「規約」という。）第2条第1項の「ビスケット」とは、<u>小麦粉、糖類、食用油脂及び食塩を原料とし、必要により澱粉、乳製品、卵製品、膨脹剤、食品添加物等の原材料を配合し、又は添加したものを混合機、成型機及びビスケットオープンを使用して製造した食品をいう。</u></p>
(削除)	<p><u>2 規約第2条第1項の「クラッカー」とは、小麦粉、糖類、食用油脂、食塩を原料とし、必要により澱粉、乳製品、卵製品、イースト、酵素、膨脹剤、食品添加物等の原材料を配合し又は添加したものを混合機、成型機及びビスケットオープンを使用して製造した食品をいう。</u></p>
(削除)	<p><u>3 規約第2条第1項の「カットパン」とは、小麦粉、糖類、食用油脂、食塩及びイーストを原料とし、必要により澱粉、乳製品、卵製品、膨脹剤、食品添加物等の原材料を配合し、又は添加し、混合機にかけ醗酵させたものを成型機及びビスケットオープンを使用して製造した水分の多い食品をいう。</u></p>
(削除)	<p><u>4 規約第2条第1項の「パイ」とは、次に掲げる基準に適合した食品をいう。</u></p> <p><u>(1) 小麦粉及び食用油脂を原料とし、必要により澱粉、糖類、乳製品、卵製品、イースト、膨脹剤、食品添加物等の原材料を配合し、又は添加したものを混合機、成型機及びビスケットオープンを使用して製造した、小麦粉を主体とする部分と油脂とが交互に層状になった食品</u></p> <p><u>(2) 小麦粉及び食用油脂を原料とし、必要により澱粉、糖類、乳製品、卵製品、イースト、膨脹剤、食品添加物等の原材料を配合し、又は添加したものを混合機、成型機及びビスケットオープンを使用して製造した、小麦粉を主体とする部分が製品の外側部分になるようにし、その中に果物、肉の加工品、マシュマロ等の詰めものをした水分の多い食品</u></p>
<p><u>2 規約第2条第1項の「穀類スナック」とは、とうもろこし、小麦又は米を原料とし、必要により澱粉、糖類、膨脹剤、食品添加物等を配合し、又は添加したものを成型機、膨化機又はフライヤーを使用して製造し、必要により食用油脂、調味料で味つけた軽い食品であって次の各号の一に該当するものをいう。ただし、別表に掲げる穀類加工品は除く。</u></p> <p>(1) とうもろこしを主原料として、高圧で薄く押し出し又はロールで展延して成型し、油であげたもの</p> <p>(2) とうもろこしを主原料として、高圧で押し出し、同時に膨化させたもの</p> <p>(3) とうもろこし又は小麦を主原料として、糊化、</p>	<p><u>5 (略)</u></p>

変 更 案		現 行	
成型し、乾燥後膨化させたもの (4) とうもろこしを主原料として、蒸煮し、圧延して焙焼させたもの (5) 小麦、とうもろこし又は米を粒のまま膨化したもの <u>3</u> 規約第2条第1項の「ビスケット、クラッカー、カットパン、パイ又は穀類スナックの加工品」とは、ビスケット、クラッカー、カットパン、パイ又は穀類スナックにクリーム、ジャム、マシュマロ、あん等をはさんだもの、又はこれらの表面にチョコレート、砂糖、卵白、醤油等を塗布、若しくは被覆したものをいう。		<u>6</u> 規約第2条第1項の「ビスケット、クラッカー、カットパン、パイ又は穀類スナックの加工品」とは、ビスケット、クラッカー、カットパン、パイまたは穀類スナックにクリーム、ジャム、マシュマロ、あん等をはさんだもの、又はこれらの表面にチョコレート、砂糖、卵白、醤油等を塗布、若しくは被覆したものをいう。	
第2条 規約第2条第1項の「ビスケット類」について、判定に疑義の生ずるものについては、全国ビスケット公正取引協議会の査定に基づき、 <u>公正取引委員会及び消費者庁長官</u> の裁定を受けるものとする。		第2条 規約第2条第1項の「ビスケット類」について、判定に疑義の生ずるものについては、全国ビスケット公正取引協議会の査定に基づき、 <u>消費者庁長官及び公正取引委員会</u> の裁定を受けるものとする。	
(別表)		(別表) (表略)	
大分類	分類	番号	食品名
1 穀類	(乾パン)	22	食パン
		23	コッペパン
		24	黒パン
		25	ぶどうパン
		26	フランスパン
		27	乾パン
		2 いも、澱粉類	じゃがいも
3 菓子類 (和菓子)	あられ おこし (かりんとう) (かるかん) (ごかぼう) せんべい類		
		112	ひなあられ
		116	あわおこし
		117	米おこし
		120	かりんとう
		121	かるかん
		131	ごかぼう
		133	あげせんべい
		134	甘辛せんべい
		135	いそせんべい
		136	かわらせんべい
		137	塩せんべい
		138	なんぶせんべい
		139	巻せんべい
		140	松風
		141	八ツ橋
(その他菓)	(らくがん) (ウェハー)	160	らくがん
		161	ウェハース

変 更 案				現 行
子)	ス) 菓子パン	162	あんぱん	
		163	クリームパン	
		164	ジャムパン	
	(カステラ)	165	カステラ	
	クラッカー	168	ソーダクラッ カー	
		169	チーズクラッ カー	
		170	バタークラッ カー	
	(ドーナッ ツ)	181	ドーナツ	
	パ イ	185	アップルパイ	
		186	レーズンパイ	
	ビスケット	187	ハードビスケ ット	
		188	ソフトビスケ ット	
		189	クリームサン ド・ビスケッ ト	
	(ボーロ)	190	ボーロ	
資料：日本食品標準成分表（ 文部科学省科学技術・学				資料：日本食品標準成分表（ 科学技術庁 ）の分類によ
術審議会資源調査分科会報告）の分類による。				る。

附 則

この規則の変更は、この規約の変更について公正取引委員会及び消費者庁長官の認定の告示があった日から施行する。